

令和2年第9回山鹿市農業委員会総会議事録

令和2年9月10日(木) 10時00分から11時15分 鹿本市民センターひだまり2階大会議室

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1番 竹下 輝明	2番 下田 幸夫	3番 稲葉 和弘	4番 欠 席
5番 廣松 久喜	6番 欠 席	7番 欠 席	8番 欠 席
9番 欠 席	10番 阿蘇品幸博	11番 守川 千穂	12番 廣田 幸徳
13番 欠 席	14番 坂本 照子		

2. 総会への欠席委員は次のとおりである。

6名 4番 森 利光 6番 長曾我部徹 7番 米岡 一利 8番 若杉 史
9番 栗原 政数 13番 隈部 誠一

3. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

事務局長：堤 高治 農政係長：一法師 進 主任：山口 儀一郎 主任主事：北原 薫

4. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

5. 議題

議案第62号 農地法第3条の規定による許可取消
議案第63号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請
議案第64号 農地法第3条の規定による農地等の使用収益兼設定許可申請
議案第65号 農地法第3条の規定による区分地上権設定許可申請
議案第66号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請
議案第67号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請
議案第68号 農地の競売に対する買受適格証明願の承認
議案第69号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転
議案第70号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転(中間管理機構)
議案第71号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転
議案第72号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断
報告第16号 農地法第3条第3の規定による届出

1. 開 会

事務局長（堤高治君）

ご起立願います。「礼」ご着席ください。

皆さんこんにちは。本日の総会は、新型コロナウイルス感染拡大予防のため、農業委員の出席者を減じて開催します。農業委員総数 14 名のうち、8 名が出席され、過半数を越えており、山鹿市農業委員会会議規則第 7 条の規定により総会は成立しております。

2. 会長挨拶

事務局長（堤高治君）

まず、会長にご挨拶いただき、引き続き、会議規則第 5 条の規定により議事の進行をお願いいたします。

会長（坂本照子君）

（挨拶）

ただ今から、令和 2 年第 9 回総会を開会致します。

3. 議事録署名委員の指名

議長（坂本照子君）

これより議事に入ります。本日の議事録署名委員は、5 番廣松久喜委員、10 番阿蘇品幸博委員にお願いします。

4. 議 事

議長（坂本照子君）

それでは、議事に入ります。

議案第 62 号、農地法第 3 条の規定による許可取消を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（山口儀一郎君）

議案書の 1 ページをお願いいたします。

議案第 62 号、農地法第 3 条の規定による許可取消でございます。

本案件は、令和 2 年 1 月 7 日に所有権移転の許可がなされましたが、登記が完了する前に譲渡人がお亡くなりになり、相続が完了したため、今回、許可を取消して、改めて、議案書の 9 ページ、議案第 63 号の提案番号 97 番にて所有権移転の申請をされるものでございます。

以上でございます。

議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。
(「質疑なし」の声あり。)

議長（坂本照子君）

質疑はありませんか。それではお諮りいたします。議案第 62 号は原案のとおり取消ことに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 62 号は、原案のとおり決定いたしました。
議案第 63 号、農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（山口儀一郎君）

議案書の 2 ページをお開き下さい。
議案第 63 号、農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請でございます。

提案番号 92 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

本案件は、平成 31 年 2 月に所有者が亡くになりましたが、相続人全員が相続放棄をされたため、申し立てにより議案書記載の譲渡人が相続財産の管理人に選任され、令和 2 年 8 月 14 日付けで家庭裁判所から本案件が認められたため今回の申請に至ったものでございます。

譲受理由は、申請地が譲受人の自宅に隣接していることから、耕作便利による取得でございます。調査書につきましては 1 ページ記載のとおりです。議案書 4 ページをお願いします。

提案番号 93 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、贈与でございます。調査書につきましては 2 ページ記載のとおりです。議案書 5 ページをお願いします。

提案番号 94 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、譲受人の規模拡大による取得でございます。調査書につきましては 3 ページ記載のとおりです。議案書 7 ページをお願いします。

提案番号 95 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

本案件は、山鹿市が定める別段面積 10 アール要件による取得でございます。

譲受理由は、新規就農による取得でございます。譲受人は建設業を営んでいることから、ショベルカーや刈払い機などの管理機を所有されており、栗などの果樹を管理していく予定です。また、今後は、経営の多角化を目指し、ニンジンやホウレンソウなどの野菜を中心に農業にも取り組んでいく予定でございます。調査書につきましては 4 ページ記載のとおりです。議案書 8 ページをお願いします。

提案番号 96 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、譲受人の隣接地取得でございます。調査書につきましては5ページ記載のとおりです。議案書9ページをお願いします。

提案番号97番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、譲受人の隣接地取得でございます。調査書につきましては6ページ記載のとおりです。議案書10ページをお願いします。

提案番号98番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、譲受人の隣接地取得でございます。調査書につきましては7ページ記載のとおりです。議案書11ページをお願いします。

提案番号99番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、申請地が譲受人の自宅周辺であることから、耕作便利による取得でございます。調査書につきましては8ページ記載のとおりです。議案書12ページをお願いします。

提案番号100番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、新規就農による取得でございます。譲受人は元々IT会社を営まれており、農家向けの出荷システムを開発された時に、知り合いの農家宅に3年間ほど住み込みで農業を学ばれており、今回、申請地に隣接した空き家を購入されて、近々、夫婦2人で移住される予定でございます。申請地には水稲や栗・柿などの果樹が作付けされており、今後も同様に管理される予定です。また、出荷先等については、身内が経営するレストランに果樹を卸したり、米粉を小麦アレルギー用の加工原料にされる予定でございます。調査書につきましては9ページ記載のとおりです。議案書14ページをお願いします。

提案番号101番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

譲受理由は、譲受人の隣接地取得でございます。調査書につきましては10ページ記載のとおりです。以上10件でございます。

議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議長（坂本照子君）

提案番号92番から94番を北部地区担当委員

5番（廣松久喜君）

提案番号92番から94番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

提案番号95番から98番を南部地区担当委員

10番（阿蘇品幸博君）

提案番号 95 番から 98 番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

提案番号 99 番から 101 番を東部地区担当委員

11 番（守川千穂君）

提案番号 99 番から 101 番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 63 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議案第 64 号、農地法第 3 条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（山口儀一郎君）

議案書の 15 ページをお開き下さい。

議案第 64 号、農地法第 3 条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請でございます。

提案番号 14 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

借受理由は、農業者年金再設定による使用貸借権設定 10 年でございます。

調査書につきましては 11 ページ記載のとおりです。議案書 20 ページをお願いします。

提案番号 15 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

借受理由は、新規取得による貸借権設定 8 年でございます。借受人は、以前から身内である貸渡人の農地を管理されておりまして、今回、改めて申請をされるものでございます。

調査書につきましては 12 ページ記載のとおりです。議案書 22 ページをお願いします。

提案番号 16 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

借受理由は、農業者年金再設定による使用貸借権設定 10 年でございます。

調査書につきましては 13 ページ記載のとおりです。議案書 26 ページをお願いします。

提案番号 17 番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

借受理由は、借受人が申請地の周辺を耕作されていることから、耕作便利による貸借権設定 10

年でございます。

調査書につきましては14ページ記載のとおりです。議案書27ページをお願いします。

提案番号18番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

借受理由は、農業者年金再設定による使用貸借権設定10年でございます。

調査書につきましては15ページ記載のとおりです。議案書29ページをお願いします。

提案番号19番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

借受理由は、農業者年金再設定による使用貸借権設定10年でございます。

調査書につきましては16ページ記載のとおりです。議案書31ページをお願いします。

提案番号20番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

借受理由は、農業者年金再設定による使用貸借権設定10年でございます。

調査書につきましては17ページ記載のとおりです。議案書33ページをお願いします。

提案番号21番、申請地及び申請人は記載のとおりでございます。

本案件は、営農型太陽光発電設置に伴う申請でございます。

申請面積は、太陽光発電パネルを支える支柱部分を除いた面積になり、申請地には、健康食品の原料になる明日葉を作付け予定で、近隣の薬剤工場や市内のお茶加工販売所等に出荷する予定でございます。

設定期間は、太陽光発電設置自体が3年毎に更新する一時転用になりますので、それに合わせた、使用貸借権設定3年でございます。

また、営農型の太陽光発電におきましては、パネルの下での営農ができなくなれば、パネル等を撤去しなくてはならない可能性もございますので、借受人は毎年、営農状況の報告を行う義務がございます。調査書につきましては18ページ記載のとおりです。

以上8件でございます。

議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議長（坂本照子君）

提案番号14番から16番を北部地区担当委員

3番（稲葉和弘君）

提案番号14番から16番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

提案番号17番から19番を南部地区担当委員

12番（廣田幸徳君）

提案番号17番から19番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

提案番号 20 番から 21 番を東部地区担当委員

11 番（守川千穂君）

提案番号 20 番から 21 番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。
(「質疑なし」の声あり。)

議長（坂本照子君）

質疑はありませんか。それではお諮りいたします。議案第 64 号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 65 号、農地法第 3 条の規定による区分地上権設定申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（山口儀一郎君）

議案書の 35 ページをお願いいたします。

議案第 65 号、農地法第 3 条の規定による区分地上権設定許可申請でございます。

提案番号 1 番及び提案番号 2 番は関連がございますので一括してご説明いたします。

申請地及び申請人は 35 ページ及び 36 ページ記載のとおりでございます。

本案件につきましては、営農型太陽光発電設置に伴う申請でございます。初めてのケースでありますので、簡単にご説明したいと思います。

通常、農地法第 3 条の申請であれば、農地としての取得になりますので、受人は農地として管理する必要がございますが、農地法第 3 条第 2 項の但し書きに、民法第 269 条の 2 項の地上権又は内容を同じくするその他の権利が設定される時は、許可できるとされております。

要は、農地の上に地上権を設定する場合は、農地法の適用を受けることとなります。地上権につきまして、これまでも説明があったかと思いますが、他人の土地に建物などを建設する時などに設定するもので、区分地上権につきましては、土地の表面ではなく、土地の空中の部分を利用する時などに設定するものでございます。今回の設定でいうと、支柱の上に設置するパネル部分に当たります。

それと許可基準につきましては、区分地上権の設定に係る農地等及びその周辺の農地等に係る営農条件に支障を生ずる恐れがないと認められる場合に限り許可できるとされております。

本案件は、太陽光のパネルが地上 2 メートルに設置されることから、農地の表面部分については引き続き耕作が可能であります。

また、設定する面積については、4 筆全体になりまして、提案番号 1 番と提案番号 2 番の被設定人それぞれが利用する面積となっております。設定期間も先程と同じ 3 年間でございます。

以上でございます。

議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。
（「質疑なし」の声あり。）

議長（坂本照子君）

質疑はありませんか。それではお諮りいたします。議案第 65 号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。
次に、議案第 66 号、農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（北原薫君）

議案書の 37 ページをお願いします。

議案第 66 号 農地法第 4 条の規定による農地等の転用許可申請でございます。

提案番号 15 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。
転用事業者は個人で、申請地の田 6 2 7 m²を隣接する雑種地 1 0 6 6 m²と合わせてアパート 2 棟を建築するものです。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 1 ページから 2 ページをお願いします。

1 ページに現地の状況写真、2 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書 20 ページから 21 ページをお願いします。

20 ページに立地基準を、21 ページに一般基準を記載しています。

よって、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。
以上、1 件です。

議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議長（坂本照子君）

提案番号 15 番を東部地区担当委員

11 番（守川千穂君）

提案番号 15 番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(「質疑なし」の声あり。)

議長(坂本照子君)

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第66号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

議長(坂本照子君)

全員賛成でございますので、議案第66号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第67号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局(北原薫君)

議案書の39ページをお願いします。

議案第67号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請でございます。

提案番号76番土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑495㎡に使用貸借権を設定し、一般住宅に転用する案件です。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図の5ページから6ページをお願いします。

5ページに現地の状況写真、6ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書24ページから25ページをお願いします。

24ページに立地基準を、25ページに一般基準を記載しています。

よって、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の40ページをお願いします。

提案番号77番土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の田220㎡を取得し、駐車場として転用する案件です。

なお、申請地はすでに宅地として利用されており、その経緯について始末書の提出があります。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図の7ページから8ページをお願いします。

7ページに現地の状況写真、8ページに土地利用計画図をそれぞれ掲載しております。

次に、調査書26ページから27ページをお願いします。

26ページに立地基準を、27ページに一般基準をそれぞれ記載しています。

よって、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の41ページをお願いします。

提案番号78番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は法人で、申請地の田1,221㎡を取得し、太陽光発電施設として転用する案件です。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図の9ページから10ページをお願いします。

9ページに現地の状況写真、10ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書28ページから29ページをお願いします。

28ページに立地基準を、29ページに一般基準を記載しています。

よって、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の42ページをお願いします。

提案番号79番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の畑、99㎡を取得し、駐車場として転用する案件です。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図の11ページから12ページをお願いします。

11ページに現地の状況写真、12ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書30ページから31ページをお願いします。

30ページに立地基準を、31ページに一般基準を記載しています。

よって、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の43ページをお願いします。

提案番号80番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の田及び畑187㎡を取得し、駐車場として転用する案件です。

なお、申請地はすでに駐車場として利用されており、その経緯について始末書の提出があるため追認となります。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図の13ページから14ページをお願いします。

13ページに現地の状況写真、14ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書32ページから33ページをお願いします。

32ページに立地基準を、33ページに一般基準を記載しています。

よって、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の44ページをお願いします。

提案番号81番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の畑1,745㎡を取得し、太陽光発電施設として転用する案件です。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図の15ページから16ページをお願いします。

15ページに現地の状況写真、16ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書34ページから35ページをお願いします。

34ページに立地基準を、35ページに一般基準を記載しています。

よって、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の45ページをお願いします。

提案番号82番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の畑398㎡を取得し、一般個人住宅として転用する案件です。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図の17ページから18ページをお願いします。

17ページに現地の状況写真、18ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、調査書36ページから37ページをお願いします。

36ページに立地基準を、37ページに一般基準を記載しています。

よって、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の46ページをお願いします。

提案番号83番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑、498㎡に使用貸借権を設定し、一般住宅として転用する案件です。

次に、別紙2現地写真・土地利用計画図の19ページから20ページをお願いします。

19 ページに現地の状況写真、20 ページに土地利用計画図を掲載しております。
次に、調査書 38 ページから 39 ページをお願いします。
38 ページに立地基準を、39 ページに一般基準を記載しています。
よって、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。
次に、議案書の 47 ページをお願いします。

提案番号 84 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。
転用者は個人で、申請地の畑、88 m²に使用貸借権を設定し、宅地の拡張を行う案件です。
次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 21 ページから 22 ページをお願いします。
21 ページに現地の状況写真、22 ページに土地利用計画図を掲載しております。
次に、調査書 40 ページから 41 ページをお願いします。
40 ページに立地基準を、41 ページに一般基準を記載しています。
よって、本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。
次に、議案書 49 ページをお願いします。

提案番号 86 番及び議案書 50 ページの提案番号 87 番は、2 人の事業者が一体的に土地を利用するため、一括してご説明申し上げます。土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑のうち、太陽光パネルの支柱部分に賃貸借権を設定し、営農型太陽光発電施設として 3 年間の一時転用を行うものです。

次に、別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 25 ページから 26 ページをお願いします。

25 ページに現地の状況写真、26 ページに土地利用計画図を掲載しております。

また、27 ページに山鹿市以外の場所で行われた営農型太陽光施設の設置状況の写真を掲載しております。ご参考ください。

次に、調査書 44 ページから 47 ページをお願いします。

44 ページ及び 46 ページに立地基準を、45 ページ及び 47 ページに一般基準をそれぞれ記載しています。

本案件はそれぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

以上、11 件です。

議長（坂本照子君）

事務局からのただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

議長（坂本照子君）

提案番号 76 番から 78 番を北部地区担当委員

2 番（下田幸夫君）

提案番号 76 番から 78 番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

提案番号 79 番から 81 番を南部地区担当委員

10番（阿蘇品幸博君）

提案番号 79 番から 81 番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

提案番号 82 番から 87 番を東部地区担当委員

11番（守川千穂君）

提案番号 82 番から 87 番は、事務局の説明通りで問題はありませんでした。

議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 67 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 67 号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 68 号、農業の競売に対する買受適格証明願承認を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（北原薫君）

議案書の 51 ページをお願いします。

議案第 68 号 農地の競売に対する買受適格証明願でございます。

申請地の所在、転用目的、農地区分及び申請人は議案書記載の通りです。

競売の対象は、申請地及び申請地に建設された木造亜鉛メッキ鋼板葺き 2 階建ての寄宿舍兼作業場です。

申請者は、当該土地及び建物を現況のまま利用する計画です。

申請地は、建物部分のみに許可不要転用の届け出がなされているため、売却決定後に敷地全体について農地法第 5 条に基づく転用許可申請が必要です。

別紙 2 現地写真・土地利用計画図の 29 ページから 30 ページをお願いします。29 ページに現地写真を、30 ページに土地利用計画図を掲載しております。

なお、競売の入札期間は令和 2 年 9 月 29 日から 10 月 6 日まで、

開札は 10 月 12 日に行われ、売却決定は 11 月 15 日です。

以上 1 件です。

議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

議長（坂本照子君）

質疑はありませんか。それではお諮りいたします。議案第 68 号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 68 号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 69 号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（一法師進君）

総会議案 2 の 1 ページから 3 ページをご覧ください。

議案第 69 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地の所有権移転でございます。

提案番号 32 番から提案番号 33 番までについて 申請人及び契約内容につきましては、議案書記載のとおりでございます。

これらの案件につきましては、8 月 21 日に売買会議を開催し、内容の確認を行っているものであります。なお、提案番号 33 番にかかる調査書については 48 ページ記載のとおりです。

以上でございます。

議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。（「質疑なし」の声あり。）

議長（坂本照子君）

質疑はありませんか。それではお諮りいたします。議案第 69 号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 69 号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 70 号、農業経営基盤強化促進法の規定による農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画農用地の利用権設定・移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（一法師進君）

議案書 2 の 4 ページをお開き下さい。

議案第 70 号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転この議案につきましては、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画によるものです。

今回の利用権設定は、新規設定 73 件、その面積は 238,321 m²でございます。

提案番号 44 番から 116 番までの申請地、申請人、契約期間については、議案書記載のとおりです。利用内容につきましては、米、麦」を作付け予定でございます。

なお、本事業は、農業経営基盤強化促進法に係る山鹿市基本構想に適合しております。以上でございます。

議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 70 号は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 71 号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（一法師進君）

議案書 2 の 34 ページをお開き下さい。

議案第 71 号 農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転でございます。

今回の利用権設定は、新規設定が 169 件、再設定 8 でその面積は、438,284 m²でございます。

提案番号 194 番から提案番号 201 番までは期間満了に伴う再設定でございます。

提案番号 202 番から 245 番までと提案番号 248 号から 370 番については、申請地、申請人、契約期間は議案書記載のとおりです。

作付けについては、水稻・野菜・タケノコ・スイカ等を予定されています。

提案番号 252 番から 255 番 の借入人である（大坪農園）は、今回が初めての申請でございますので、法人の概要について説明いたします。別紙調査書の 85 ページに農地所有適格法人の要件について記載しております。

農地所有適格法人は、法人の組織形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件の 4 つの要件全てを満たすことによって、農地法の下に農地の権利を取得して農業経営を行うことのできる法人のことをいいます。

まず、「法人の組織形態要件」につきましては、平成 28 年 8 月 19 日に株式会社として登記がなされており、該当いたします。

次に「事業要件」につきましては、主たる事業が農業関連事業であることとなっており、定款及び履歴事項全部証明に「農産物の生産・加工・販売」との記載がありますので、該当しております。

次に「議決権要件」につきましては、本法人の議決権は 20 で、そのうち、法人の農業従事者の占める議決権が 20 で、過半を占めておりますので、該当しております。

また、「役員要件」につきましても、本法人の役員は2名で、全員が年間150日以上農作業に常時従事するとのことですので、該当いたします。以上4つの要件全てを満たしております。

提案番号322番から325番についても借り人(合志百花園ファーム)は、今回が始めての申請でございますので、法人の概要について説明いたします。別紙調査書の118ページをご覧ください。

まず、「法人の組織形態要件」につきましては、令和2年4月7日に株式会社として登記がなされておりますので、該当いたします。

次に「事業要件」につきましては、主たる事業が農業関連事業であることとなっており、定款及び履歴事項全部証明に「農産物の生産、加工及び販売」との記載がありますので、該当しております。

次に「議決権要件」につきましては、「本法人の議決権は26で、そのうち、法人の農業従事者の占める議決権が26で、過半を占めている」との事でございますので、該当しております。

また、「役員要件」につきましても、本法人の役員は2名で、全員が年間150日以上農作業に常時従事するとのことですので、該当いたします。以上4つの要件全てを満たしております。

今回の案件は、国の事業である高収益作物次期作支援交付金の対象作物となる農家の申請が多かったもので、闇小作が正式に手続きされたものです。

なお、只今説明しました申請に係る調査書は49ページから80ページまでと82ページから140ページまでに記載のとおりで、農業経営基盤強化促進法第18条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。以上でございます。

議長(坂本照子君)

ただ今事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(「質疑なし」の声あり。)

議長(坂本照子君)

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第71号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手の数を確認する。)

議長(坂本照子君)

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第72号、農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします

事務局(北原薫君)

総会議案書2の76ページをお願いします。

議案第72号 農地法第2条第1項の規定による農地に該当するか否かの判断でございます。

提案番号8番及び9番は、隣接する案件のため、一括して説明します。所在地、所有者、利用状況調査、荒廃農地の分類等につきましては、記載のとおりでございます。

現地の状況は、別紙2の現地写真・土地利用計画図の31及び32ページに掲載のとおり、雑木が

繁茂している状況です。

提案番号 10 番、所在地、所有者、利用状況調査、荒廃農地の分類等につきましては、記載のとおりでございます。

現地の状況は、別紙 2 の現地写真・土地利用計画図の 33 ページに掲載のとおり、耕作用の道路もなく、雑木が繁茂している状況です。

提案番号 11 番、所在地、所有者、利用状況調査、荒廃農地の分類等につきましては、記載のとおりでございます。

現地の状況は、別紙 2 の現地写真・土地利用計画図の 34 ページに掲載のとおり、河川と山林に挟まれた営農条件が悪い農地で、雑木が繁茂している状況です。

以上 4 件の申請は、非農地証明事務処理要領の要件を満たしていると判断しております。
以上でございます。

議長（坂本照子君）

ただ今事務局の説明が終わりました。これより審議を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

議長（坂本照子君）

よろしいですか。それではお諮りいたします。議案第 72 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、原案のとおり決定いたしました。
以上で、議案第 72 号は終わります。

4. 報告

議長（坂本照子君）

次に、報告第 16 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

事務局（一法師進君）

議案書 2 の 77 ページをお願いします。

報告第 16 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出について報告いたします。

令和 2 年 7 月に届出がありました件数は 9 件、筆数の合計は 86 筆、面積の合計は 88,834 m²で

ございます。詳細につきましては、次ページ以降に記載しております。
以上で報告を終わります。

議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。質問等ございましたら挙手願います。

（「質問なし」の声あり。）

議長（坂本照子君）

質問等がないようですので、報告第 16 号は終わります。

以上で、本日の議案審議ならびに報告事項は全て終了いたしました。これをもちまして令和 2 年
第 9 回総会を閉会いたします。

6.閉 会

事務局長（堤高治君）

ご起立願います。これをもちまして閉会いたします。「礼」

以上のとおり、総会の議事内容を記載し、相違ないことを証するためここに山鹿市農業委員会会
議規則第 22 条第 2 項の規定によりここに署名捺印する。

山鹿市農業委員会会長 _____

5 番 農業委員 _____

10 番 農業委員 _____